

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十八年十月一日から十二月三十一日までとする。

平成二十九年二月二十八日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 代表取締役 松崎 孝夫

- 1 支援決定を行った件数
十件
- 2 買取申込み等期間の延長を行った件数
該当なし
- 3 支援決定を撤回した件数
該当なし
- 4 買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額
買取決定を行った対象事業者の概要
一 宮城県沿岸部の不動産賃貸業者（震災により建物が損壊）
二 宮城県沿岸部の食品製造業者（震災により建物、設備、車両が損壊、在庫が流出）
三 青森県の卸売業者（震災により設備が一部損壊、震災による受注減少に伴い売上が減少）
四 宮城県沿岸部の卸売業者（震災により建物が損壊、取引先の休業等により売上が減少）
五 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所及び工場等が全壊、一部営業停止及び取引先の減少により売上が減少）
六 宮城県沿岸部の水産加工・卸売業者（震災により建物及び備品が損壊、津波により在庫が滅失、営業停止及び風評被害により売上が減少）
七 千葉県の水産加工業者（津波により原材料、建物及び機械等が流出、風評被害により原材料費が上昇し利益が減少）
八 宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により冷蔵設備、在庫、車両等が流出。事業規模を大幅に縮小したこと等か

ら売上が減少)

九 宮城県沿岸部の水産加工業者(津波により工場等が全壊。震災後は他社の工場の一部を借りて営業を継続しているが、貸主の都合や品質確保等の問題もあり売上が減少)

十 福島県浜通りの自動車整備業者(震災により事務所が倒壊したほか、設備及び在庫が破損。一時営業停止等により売上が減少)

十一 岩手県沿岸部の小売業者(震災により本店の建物が一部損壊)

十二 茨城県の食品製造業者(震災により店舗が一部損傷。原発事故による出荷自粛及びその後の風評被害により売上が減少)

十三 宮城県沿岸部の運送業者(津波により車両が流出。取引先も被災したことによる取引停止に伴い売上及び利益が減少)

買取りに係る債権の元本総額

十七億九千三百九十九万六千円

5 出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額
該当なし

6 対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型(債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。)ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型(譲渡、消却その他の類型をいう。)ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額(信託の引受けに係る債権を除く。)及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額(信託の引受けに係る債権を除く。)

債務の免除 十四件、その他 三件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額(信託の引受けに係る債権を除く。)

二十一億四千七十三万九千円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額(信託の引受けに係る債権を除く。)

十一億三千四百四十一万八千円

7 一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要

一 福島県会津地方の建設業者(震災により本社建物が損壊)

- 二 福島県沿岸部の電気設備工事業者（原発事故の影響で主要取引先からの受注が激減）
 - 三 福島県中通りの小売業者（風評被害により、売上が減少）
 - 四 岩手県沿岸部の生活関連サービス業（震災により店舗が損壊）
- 対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額
二千百八十九万三千円